

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主様をはじめとするステークホルダーの方々との円滑な関係の構築を通じて、企業価値や雇用の創造、さらに健全な企業経営の維持を目的にコーポレートガバナンスの充実に努めております。

なお、当社は執行役員制度を導入しており、会社の意思決定と業務執行を分離し、意思決定、監督機関としての取締役会の機能を強化するとともに、外部環境の変化に柔軟に対応できる執行体制を整備しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	4,859,227	6.43
東京瓦斯株式会社	4,274,651	5.66
株式会社北海道銀行	3,429,726	4.54
株式会社北洋銀行	3,427,496	4.54
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,629,000	3.48
北海道信用農業協同組合連合会	2,475,850	3.28
札幌市	2,244,422	2.97
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	1,647,306	2.18
第一生命保険株式会社	1,500,000	1.99
明治安田生命保険相互会社	1,450,110	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

・大株主の状況は、平成27年3月31日現在の状況となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野田 雅生	弁護士								○			
中上 英俊	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野田 雅生	○	——	弁護士としての豊富な経験および専門的な視点を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しています。 当社は、同氏の経験・見識・出身および懲戒制度に裏打ちされた高度な弁護士倫理等を総合勘案し、当社経営と同氏との間で相互に著しい影響を与え得る関係はないことを踏まえ、社外取締役として中立・公正な立場で独立性をもって職務を適切に遂行できると考えております。 よって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

中上 英俊	○	——	エネルギー・環境分野に関する専門的な知見と豊富な経験を当社の経営に反映していたため、社外取締役役に選任しています。 当社は、同氏の経験・見識・出身等を総合勘案し、当社経営と同氏との間で相互に著しい影響を与え得る関係はないことを踏まえ、社外取締役役として中立・公正な立場で独立性をもって職務を適切に遂行できると考えております。 よって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
-------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5 名
監査役の数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期レビュー報告、内部統制監査、期末会計監査及び監査報告書等の提出時にヒアリングを年9回程度実施し、監査状況に係わる会計監査人の職務の遂行等について、報告聴取、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小山 俊幸	他の会社の出身者													
鈴木 貴博	他の会社の出身者										△			
井上 唯文	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

平成26年度に当社が取締役10名に支払った報酬の合計額は141百万円であります。(うち社外取締役2名に支払った報酬の合計額は16百万円であります。)また、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額につきましては、平成18年6月29日開催の第160回定時株主総会において、取締役は年額3億円以内と決議しております。各取締役の報酬額につきましては、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の報酬につきましては、社外取締役を除き、基本報酬とストックオプションとし、上記報酬等の額の範囲内で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役に対しては、秘書グループがサポートしており、経営会議資料の送付・説明、また取締役会開催の都度、事前に付議案件に関する資料の送付などを行っております。

社外監査役は、常勤1名・非常勤2名で構成されておりますが、監査役室がサポートしており、重要な決裁書類等の説明、執行役員会議資料の説明、また、取締役会開催の都度、事前に付議案件に関する資料の送付などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【現状の体制の概要および採用している理由】

当社は、経営に対する適正な監視を行うため監査役会設置会社であり、一方、取締役会の意思決定・監督機能を強化し、併せて業務執行機能の強化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用しております。また、中立・公正な立場での視点を経営に反映していただくため、複数の社外取締役を選任しております。

【各機関の機能・活動状況等】

取締役会につきましては、月1回開催する中で会社の重要事項に関する意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督・チェックを行うとともに、子会社等を含めたグループ会社に対する監督・チェック機能の強化に努めております。

執行役員制度につきましては、社長執行役員を議長とする「執行役員会議」を原則毎週1回開催する中で、取締役会付議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定しており、明確な責任のもと迅速な意思決定に努めております。

監査役会につきましては、監査計画等に従い、取締役会・執行役員会議への出席、取締役等からの業務執行状況に関する聴取、重要な決裁書類の閲覧等を通じ、業務執行全般に対する厳正な監査の実現に努めております。また監査役会は原則月1回開催され、社外監査役を含む監査役が協議・報告等を行っております。

なお、平成20年7月より、社長直轄の独立した部門として人員2名からなる監査室を設け、関係会社を含め業務活動が適正かつ効率的に行われ、内部統制が達成されているかについて、定期的に内部監査を行っております。内部監査の結果は社長に報告するとともに、被監査部門長等にも報告し、さらに改善提言を継続的に実施しております。

【監査役の機能強化に関する取組状況】

監査機能を強化するため、監査役の職務執行および監査役会を補助する専従スタッフを選任するとともに、監査役の監査が実効的に行われるための体制整備として、会計監査人・関係会社監査役・内部監査部門等との連携体制を強化しております。

【社外取締役の役割・機能】

社外取締役の役割・機能につきましては、当該人物の経験・見識等を、中立・公正な立場で当社の経営に反映していただくとともに、経営に対する監督機能を担い、コーポレート・ガバナンスを強化することと考えております。社外取締役は2名選任しておりますが、各社外取締役は、取締役会に出席し、中立・公正な視点から適宜発言を行い、取締役会の監督機能の強化に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業内容、規模等を総合的に勘案し、現状のコーポレートガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットウェブサイトにより議決権行使を可能としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	地元企業の合同会社説明会、自社設備を使用した会社説明会を随時実施。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的には大株主を個別訪問の上、中間決算、期末決算の概要を説明。また、定期的には実施しておりませんが、年間数社の規模で機関投資家を個別に訪問の上、会社の説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	「企業情報・IR情報」のコンテンツを設け、決算開示資料、ニュースリリース等を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部、経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	北ガスグループ倫理行動指針において「1.お客さまの信頼、2.誠実な企業活動、3.社会との調和、4.環境との調和、5.明朗な企業風土」の5つの指針を掲げており、お客さまをはじめとする各ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	北ガスグループの倫理方針に「北ガスグループは、環境保全の重要性を認識し、環境調和型社会の実現に取り組みます」と規定しております。具体的な取り組みとしては、森林再生事業への協力の一環としての「植樹・育林活動」、地域の大学への研究支援・助成を通じて、研究成果の地域社会への還元促進と地域経済の活性化を図る「北海道ガス研究助成制度」などがあり、環境活動への年間総括として、「HOKKAIDO GAS REPORT」を作成しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備しております。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および従業員は、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、当社の定める倫理方針・倫理行動指針を遵守し、誠実かつ公正な事業運営を行う。
- (2) 取締役会は、取締役会規則を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、社外取締役、社外監査役の招聘により、経営の客観性・透明性を確保する。
- (4) 取締役は、財務報告にかかわる信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告にかかわる内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
- (5) 監査役は、取締役の職務執行に関して、監査役会で定める監査役監査基準に基づき、監査を行う。
- (6) 会計監査人は、会計に関する取締役の職務執行に関して、企業会計審議会で定める監査基準に基づき、監査を行う。
- (7) 執行部門から独立した監査室を設置し、内部監査規程に従って業務、会計、情報システム等にかかわる諸状況の監査を行う。
- (8) 取締役会が決定した基本方針に基づき、執行役員会議は、内部統制システムを整備する。内部統制を効果的に推進するために統制機能を統括する内部統制推進室を設置し、コンプライアンスの徹底を図る。併せて、組織横断的・第三者的視点によるその補充機能として、内部統制推進会議を設置する。
- (9) コンプライアンスに関して、従業員等からの「相談・通報窓口」を設置し、実効性を確保する。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行にかかわる情報については、取締役会規則、稟議規程等に従って議事録、稟議書その他定められた文書を作成し、また、文書管理規程等に基づいて、定められた期間これを保存するなど適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、内部統制規程を定め、内部統制推進体制において、当社およびグループ各社における事業目標達成の阻害要因を明らかにし、継続的にその改善を図る。
- (2) 災害等のリスクへの措置については、保安規程、防災業務規程等に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- (3) 業務遂行に伴うリスクのうち、コンプライアンスに関するものは倫理管理規程等に従い、情報セキュリティに関するものは情報管理規程等に従うことで、迅速かつ適切な対応を図る。
- (4) その他の損失リスクについては、必要に応じてリスクヘッジに関するマニュアル等を整備し、当該リスクの軽減等に取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
- (2) 取締役および執行役員の職務を効率的に行うために、職制、業務分掌規程、職責権限規程等の社内規程を整備する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社に関する重要な事項は、当社の取締役会において決議する。
- (2) グループ会社全体の健全な発展を図るため、当社と重要な子会社で構成するグループ経営会議を定期的に開催する。
- (3) 当社の企画部が、統括管理部門として、関係会社管理規程に則り、関係会社の管理と指導を行う。また、当社の監査室が内部監査規程、関係会社管理規程に則り、関係会社の内部監査を行う。
- (4) 当社の監査役、会計監査人は、法令の定めに基づき、定期的に重要な子会社の調査を行う。
- (5) グループ全体に適用される内部統制規程を定め、グループ一体として統制を図る。グループ内部統制連絡会議を設置し、グループ各社への徹底を図る。
- (6) グループ会社が営業成績・財務・経理・人事その他の経営上の重要事項を報告する手順を、関係会社管理規程に定める。また、リスクが発現した場合の情報伝達方法を北ガスグループ内部統制規程に定める。
- (7) グループ全体のリスクマネジメントシステムを構築し、それに則りグループ各社がリスク管理を実施することを北ガスグループ内部統制規程に定める。
- (8) 中長期経営戦略の策定とそれにもとづく主要経営目標の設定を行っており、進捗についてはグループ経営会議等により定期的な実績管理を行うことにより、効率的かつ効果的な職務執行を確保する。
- (9) グループ全体に適用される北ガスグループ倫理方針を定めるとともに、「北ガスグループ倫理相談・通報窓口」を設置する。

6. 監査役を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役を補助する監査役会を補助すべき従業員として、専従スタッフを選任する。
- (2) 専従スタッフは、監査役の指揮命令に従うことを業務分掌規程に定めるとともに、監査役からの指揮命令に従って職務を遂行する。
- (3) 専従スタッフの人事管理に関する事項については、監査役の同意を得る。

7. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な決定や報告の把握ができ、また、各議事録、稟議書等の重要な書類を閲覧できる。
- (3) 取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に着しい損害を及ぼす事実を知ったときは、これを直ちに監査役会に報告する。
- (4) グループ会社の監査役、当社の経理部長および関係会社管理を担当する企画部長は、四半期ごとにグループ会社の状況について、監査役に報告する。
- (5) 当社の内部監査部門である監査室および内部統制推進室は、グループ会社のリスク、コンプライアンスおよび内部通報情報等について、必要に応じ監査役に報告する。
- (6) 監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない旨を北ガスグループ内部統制規程に定める。

8. 会社の監査役を補助する従業員の費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る事項

る方針に関する事項

(1) 監査役の職務の執行について生じる費用等について、毎年、適切な予算を設ける。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。取締役会は、監査役が会計監査人、関係会社監査役および内部監査部門等と連携し、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的な勢力からの不当要求等に対しては、毅然とした対応をとり、これを排除していくことを基本方針としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当する事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 取締役会の承認・決裁を要する重要な事案については、当社取締役会規程に定められております。
2. それら重要議案が適時開示規則に規定されている情報である場合は、取締役会において決議がなされ、併せて情報開示を行う旨、報告されます。
3. その他緊急に適時開示規則に規定されている事項が発生した場合は、速やかに代表取締役役に報告のうえ、その事項を主管する部門長が情報開示を行います。
4. またTDnetによる適時開示を行なう際に、情報取得機会の多様性確保の観点から、記者会見、記者クラブへの資料の配布、ホームページへの掲載を行っております。

〔参考〕主管部門長と開示する開示情報の対応例

＜主管部門長＞	＜開示情報＞
企画部長……………	業務上の提携、子会社に関する情報 ほか
総務人事部長……………	株式の発行、自己株式の取得・処分、災害に関する情報 ほか
経理部長……………	決算・業績予想に関する情報 ほか

